

## 松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例（平成 24 年松江市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前		
別表(第 8 条関係)		別表(第 8 条関係)		
区分	入館料	区分	入館料	
個人	270 円	個人	270 円	220 円
団体(20 人以上)	220 円	小人	140 円	110 円
備考 <u>中学生以下は、無料とする。</u>		備考		
		<u>1 大人とは、中学生、小学生及び未就学児以外の者をいう。</u>		
		<u>2 小人とは、小学生及び中学生をいう。</u>		
		<u>3 未就学児は、無料とする。</u>		

### 附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。